

地域密着型サービスの公募に関する質問の回答

No.	サービス種別	質問	回答
1	定期巡回	賃貸借アパートに事業所を開設したいと考えている。開設までに期間があるため、いま賃貸借契約すると開設までに家賃が必要となる。施設整備費に係る助成金を使わない場合でも、公募申請時に記入する事業所住所について変更が認められないか。	公募申請時に、開設予定地が決定しており、選定された場合に確実に用地等が確保できることが分かる契約等が締結されている必要があります。原則変更はできません。契約等については、「整備許可決定事業者を選定された場合に契約する」という内容が記載された確約書等で開設予定地の確保を確認することも可能です。

(注) 定期巡回：定期巡回・随時対応型訪問介護看護